

平成20年9月9日

国土交通省道路局

「安心実現のための緊急総合対策」における 高速道路料金の引下げについて(その2)

- 『安心実現のための緊急総合対策』における高速道路料金の引下げについて、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、高速道路会社及び機構より、「高速道路料金の引下げ計画（案）」のパブリックコメントが開始されます。

【計画(案)の概要】

対象道路：高速自動車国道^{※1}、本州四国連絡道路 [ETC車]

- | | | |
|----------------|-----------|---------------------|
| ① 深夜割引の拡充 | 平日0～4時 | : 5割引 ^{※2} |
| ② 夜間割引時間帯の拡大 | 平日22～0時 | : 3割引 ^{※2} |
| ③ 休日昼間時間帯の割引導入 | 土日祝日9～17時 | : 5割引 ^注 |

(注：普通車以下、100km迄、大都市近郊区間除く)

※1：一部の一般有料道路含む。 ※2：本州四国連絡道路は中型車以上。

- 上記のうち、速やかに実施可能な内容について、前倒しで実施(社会実験)します。

【前倒しの概要】

対象道路：高速自動車国道^{※1}、本州四国連絡道路 [ETC車]

9/16(火)～ 夜間割引時間帯の拡大^{※3}
休日昼間時間帯の割引導入

※3:本州四国連絡道路については、平日深夜割引を高速国道とあわせた4割引に拡充。

- また、現在実施中の料金社会実験は当面継続し、引き続き、政策課題に対応した料金施策の検討を進めてまいります。
- なお、今年2月より実施中の深夜割引の拡充(3→4割引)のうち休日(土日祝日)については、平日の深夜割引の拡充5割引の導入(10月)にあわせて終了する予定です。

【資料】

- 別添1：高速道路の料金引下げ概要(高速国道)
- 別添2：高速道路の料金引下げ概要(本四高速)
- 別添3：今後の高速道路料金施策の検討について

問い合わせ先：国土交通省 道路局 有料道路課

課長補佐 水野宏治(内線 38304)

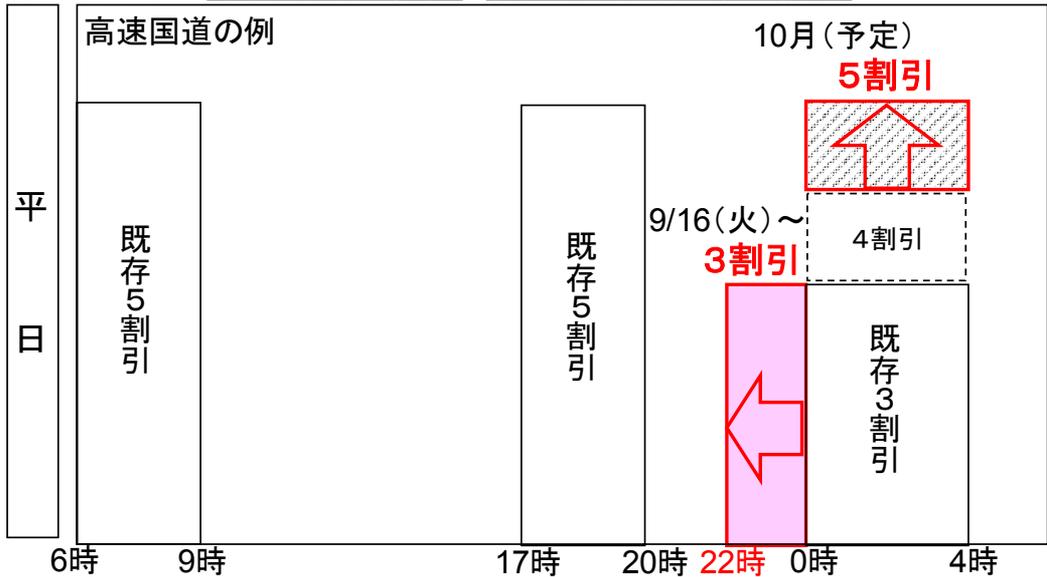
代表 03-5253-8751 直通 03-5253-8490

※一部の一般有料道路を含む

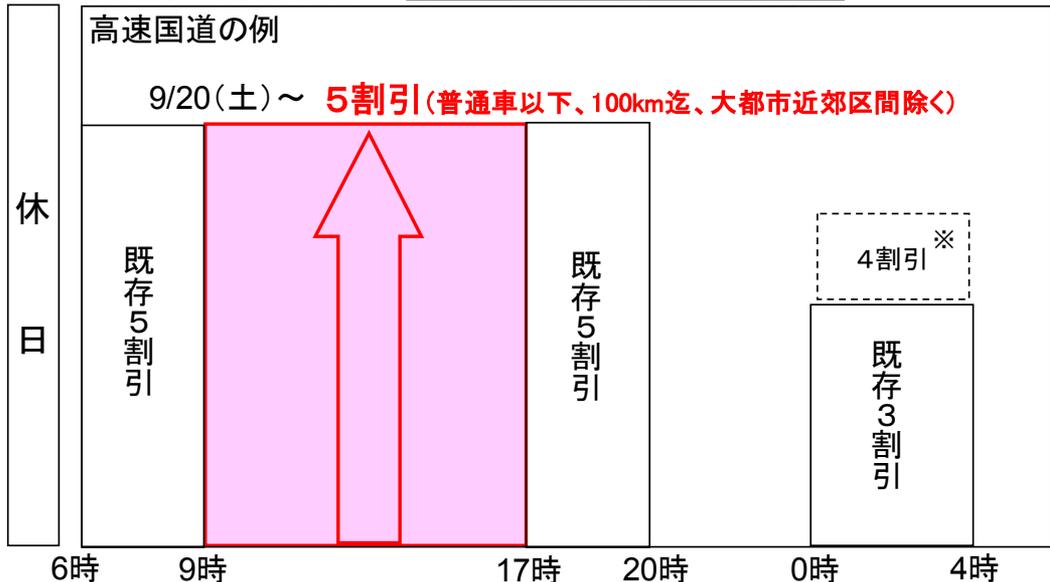
開始時期

- ① 9/16(火)～ 平日夜間3割引(22～0時)
 休日昼間5割引(9～17時) } 前倒し
- ② 10月(予定) 平日深夜5割引(0～4時) (ETC車)

1. 物流効率化：深夜割引の拡充、夜間割引時間帯の拡大



2. 地域活性化(観光振興)：休日昼間時間帯の割引導入



※平日の5割拡充にあわせ終了

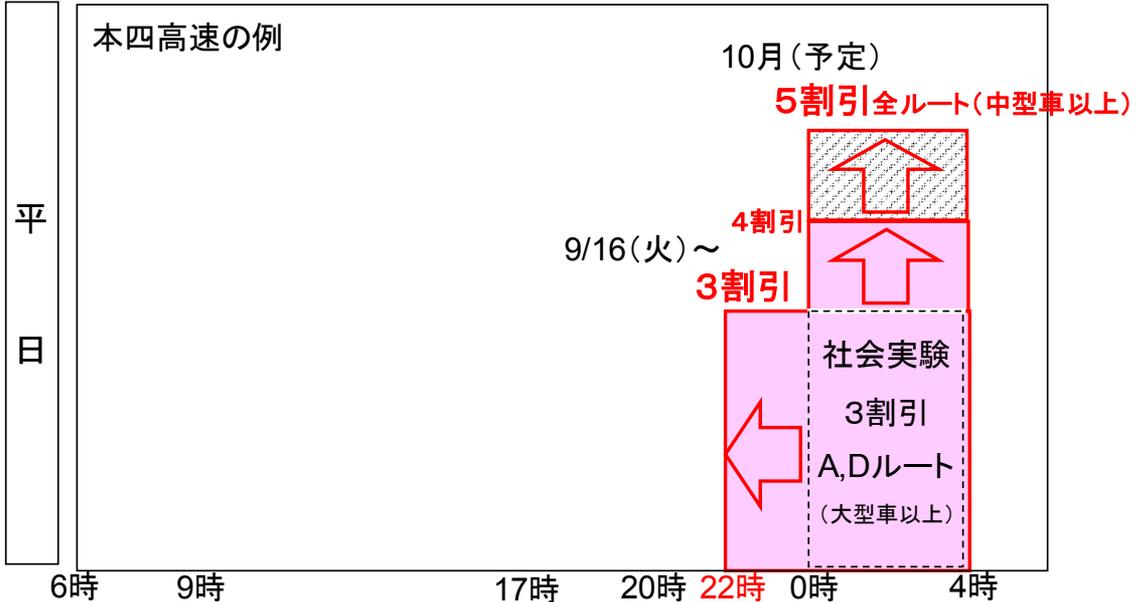
10月以降の引下げは、会社及び機構が国民の意見を伺いながら計画を策定

開始時期

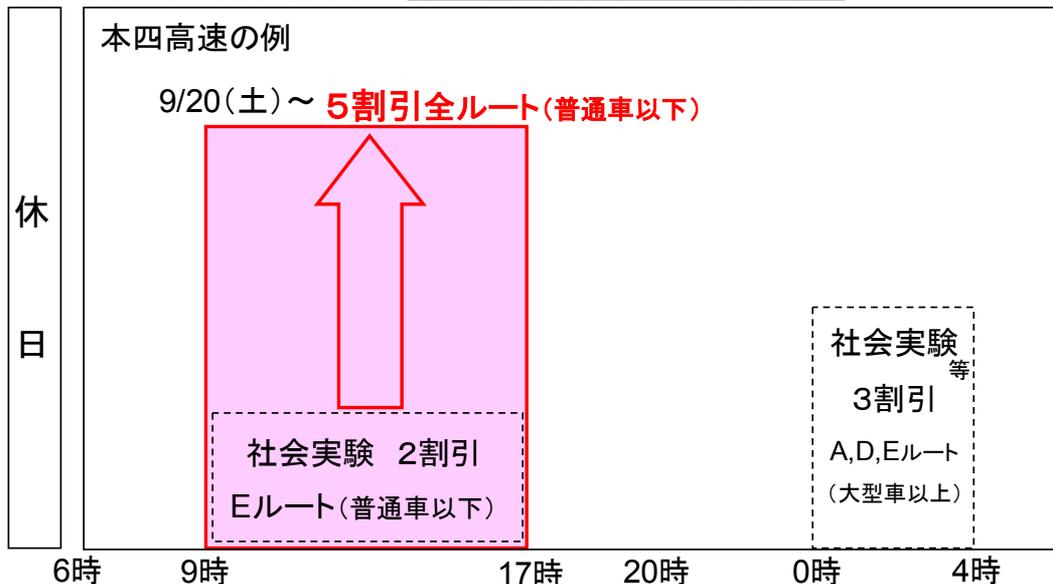
- ① 9/16(火)～ 平日夜間3割引(22～ 0時)
 平日深夜4割引(0～ 4時)
 休日昼間5割引(9～17時) } 前倒し
- ② 10月(予定) 平日深夜5割引(0～ 4時)

(ETC車)

1. 物流効率化：深夜割引の拡充、夜間割引時間帯の拡大



2. 地域活性化(観光振興)：休日昼間時間帯の割引導入



10月以降の引下げは、会社及び機構が国民の意見を伺いながら計画を策定

今後の高速道路料金施策の検討について

料金社会実験を活用しながら、今回の取組に続く政策課題に対応した料金施策について高速道路会社等と連携し、引き続き検討を進めてまいります。

1. 物流の効率化

全国的高速国道等において長距離貨物輸送の約5割を占める夜間時間帯や、都市高速の長距離利用者の負担軽減など、物流の効率化を図るための料金施策の検討を進めてまいります。

2. 地域の活性化

並行する一般道が混雑する時間帯や、割高な料金設定により有効活用が図られていない路線や区間で高速道路への利用転換を促進するなど、地域の活性化を図るための料金施策の検討を進めてまいります。

3. 都市部の深刻な渋滞の解消

料金体系が輻輳する大都市圏において、環状道路等への迂回誘導、連続利用の促進や、都市高速の距離別料金の導入に伴う長距離利用料金の低減など、大都市圏のネットワークを有効活用し、深刻な渋滞の解消を図るための料金施策の検討を進めてまいります。